

お客様各位

詐欺被害拡大防止に係るキャッシュカード規定の改定のお知らせ

令和3年12月1日
福岡ひびき信用金庫

平素より、福岡ひびき信用金庫をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

当金庫は、詐欺被害拡大防止のため令和4年2月から、キャッシュカード規定を改定いたします。

本件により、満65歳の誕生月の3年前応答月の翌月から満65歳の誕生月までに当金庫振込機においてカードによる振込のご利用のない口座のお客さまは、満65歳の誕生月の翌月の当金庫が定める日以降キャッシュカードを用いた振込機によるご送金ができなくなります。

1. 改定日

令和4年2月1日

2. 改定内容・・・・・・・・・・一部改定（下線部を変更）

改定前

4.（振込機による振込）

（3）満70歳の誕生月の3年前応答月の翌月から満70歳の誕生月までに当金庫振込機においてカードによる振込のご利用がない口座のお客さまは、満70歳の誕生月の翌月の当金庫が定める日以降カードによる振込ができなくなります。

改定後

4.（振込機による振込）

（3）満65歳の誕生月の3年前応答月の翌月から満65歳の誕生月までに当金庫振込機においてカードによる振込のご利用がない口座のお客さまは、満65歳の誕生月の翌月の当金庫が定める日以降カードによる振込ができなくなります。

以上